

# 富山県私立幼稚園・認定こども園協会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、富山県私立幼稚園・認定こども園協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、富山市舟橋北町4番19号に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の提携協力によって私立幼稚園及び学校法人立認定こども園(以下「私立幼稚園等」という。)の振興並びに教職員の資質の充実を図り、もって幼児教育の発展向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 私立幼稚園等の振興のための研修に関すること
- (2) 私立幼稚園等の経営管理に関すること
- (3) 教職員の資質の向上と福利厚生に関すること
- (4) その他私立幼稚園等の教育振興に必要なこと

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は富山県知事又は富山市長から認可された私立幼稚園等をもって会員とする。

## 第3章 役員及び事務局

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 8人以上15人以内
- (4) 監 事 2人

(顧 問)

第7条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は理事会及び総会に随時出席して意見を述べる事が出来る。但し議決に加わることはできない。
- 4 顧問の任期は推薦した理事会の理事の任期中とする。

(役員を選出)

第8条 理事及び監事は総会において選出する。

- 2 会長及び副会長は理事会において理事の中から選出する。

(役員職務)

第9条 会長は会務を総理し本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行し、会長が欠員のときは、その職務を行なう。

- 3 理事は理事会を組織し、総会で議決した事項を処理すると共に、この会則に定めるもののほか、この会の総会の権限に属しない事項について議決し執行する。
- 4 監事は本会の財務及び業務執行の状況を監査し、これを総会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 欠員の補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員はその任期が満了した後においても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行なうものとする。

(事務局)

- 第11条 本会の事務を処理するため事務局をおく。
- 2 事務局に事務局長及び職員若干名をおく。
  - 3 事務局長は理事会の議を経て会長が任免する。
  - 4 職員は事務局長の意見を徴して会長が任免する。
  - 5 事務局長は職員を指揮監督して事務を掌理する。

## 第4章 会 議

(会 議)

- 第12条 本会の会議は、総会、理事会及び委員会とし、会長が招集して、その議長となる。ただし、委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 2 会議は各構成員の半数以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席とみなす。
  - 3 第13条2項4号の変更については、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の同意をもって決する。

(総 会)

- 第13条 総会は毎年1回招集する。ただし、緊急必要ある場合は臨時にこれを招集することができる。
- 2 次の事項については、総会の議決を得なければならない。
    - (1) 事業報告並びに決算報告
    - (2) 事業計画並びに予算承認
    - (3) 理事及び監事の選任
    - (4) 会則の変更
    - (5) その他本会の目的達成に必要なこと

(理事会)

- 第14条 理事会は随時開催し次の事項を審議又は決定する。
- (1) 事業及び予算の執行にかかること。
  - (2) 総会に提出すべき案件
  - (3) その他私立幼稚園等の振興に重要なこと及び会長が必要と認めたこと

(委員会の設置)

- 第15条 本会の事業を円滑に行うために、次の委員会を設置する。委員は会員の中から会長が指名し、それぞれの委員会の委員の定数は15人程度とする。委員会の委員長は委員の中から互選する。

(1) 総務広報委員会

総務広報委員会の所管事項は次のとおりとする。

- ア 会務の総括に関する事項
- イ 予算、決算、会計その他の財務に関する事項
- ウ 総会及び理事会に関する事項
- エ 私立幼稚園等の会計及びその他の財務・税務の対策及び研究に関する事項
- オ 本会ホームページの内容の充実に関する事項
- カ 有効な広報体制のための検討、研究
- キ 私立幼稚園等の園児募集（テレビ・ラジオ）CMの企画、実施
- ク その他の委員会の所管に属さない事項

(2) 教育研究委員会

教育研究委員会の所管事項は次のとおりとする。

- ア 私立幼稚園等の教育の研究並びに各地区における研修の企画実施に関する事項
- イ 東海北陸地区教育研究大会に関する事項
- ウ 公立幼稚園及び私立幼稚園等の研究会及びその他の研修に関する事項
- エ 私立幼稚園等の教育にかかる資料等の作成に関する事項
- オ その他私立幼稚園等の教育の研究に関する事項

(3) 経営研究委員会

経営研究委員会の所管事項は次のとおりとする。

- ア 私立幼稚園等の振興並びに県及び市町村の私立幼稚園に対する予算対策に関する事項
- イ 教職員の勤務条件・福利厚生等に関する事項
- ウ 私立幼稚園等の経営の指針となるべき研修会の企画及び諸研修会への参加要請
- エ 私立幼稚園等の諸政策の動向・情報収集と対策の検討
- オ 設置者・園長研修会の実施
- カ 私立幼稚園等の設置者の後継者養成に関する事項
- キ 預かり保育・地域センター等の調査研究に関する事項
- ク その他私立幼稚園等の振興にかかる調査研究に関する事項

## 第5章 会 計

(会 計)

第16条 本会の経費は会員の会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費の金額及び納入時期は総会において定める。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則

この会則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和50年3月12日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成10年12月18日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成14年5月24日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正会則は、平成25年6月24日から施行する。
- 2 改正後の改正会則の施行の際現に役員の職にある者は、改正前の規定にかかわらず、平成25年6月24日の総会の終結の時までとし、その際に第8条各項の規定によりその者を従前の役員、会長及び副会長の職として選出されたものとみなすものとする。
- 3 前項の規定により選出されたものとみなされる役員の任期は、改正後の第10条各項の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この改正会則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在、会員である者については、この会則による改正後の規定にかかわらず、引き続き会員の資格を有する。

この改正会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成27年12月9日から施行する。